

社援発0330第25号  
平成30年3月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）

改正後	現行
社発第246号 昭和38年4月1日	社発第246号 昭和38年4月1日
都道府県知事 各 殿 指定都市市長	都道府県知事 各 殿 指定都市市長
厚生省社会局長	厚生省社会局長
生活保護法による保護の実施要領について	生活保護法による保護の実施要領について
<p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第6（略）</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>2 一般生活費</p> <p>（2） 加算</p> <p>エ 障害者加算</p> <p>（オ） 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の（5）によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、<u>105,290円</u>の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>2 収入として認定しないものの取扱い</p> <p>（3） 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるにつ</p>	<p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第6（略）</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>2 一般生活費</p> <p>（2） 加算</p> <p>エ 障害者加算</p> <p>（オ） 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の（5）によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、<u>105,130円</u>の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>2 収入として認定しないものの取扱い</p> <p>（3） 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるにつ</p>

いて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア～エ（略）

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの（ア）（略）

（イ）老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

（ウ）～（エ）（略）

（オ）厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

#### 4 その他の控除

（3）貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人若しくは身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金並びに厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金）については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

いて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア～エ（略）

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの（ア）（略）

（イ）老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金

（ウ）～（エ）（略）

#### 4 その他の控除

（3）貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金）については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。